

財団法人静岡観光コンベンション協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人静岡観光コンベンション協会（英文名SHIZUOKA CONVENTION & VISITORS BUREAU 略称SCVB）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、静岡市及び静岡県中部地域（以下「圏域」という。）の文化的、社会的、経済的特性等を活用し、観光客及びコンベンションの誘致・支援等を行うことにより、静岡市の観光振興及び圏域内におけるコンベンションの振興を図り、もって国際的な相互理解の増進並びに地域経済の活性化と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
- (2) 観光客の誘致推進及び観光イベントの開催、支援
- (3) 観光及びコンベンション都市静岡並びに圏域の広報、宣伝
- (4) 観光及びコンベンションの調査、企画、提案
- (5) 観光及びコンベンションに関する情報の収集、提供
- (6) 観光及びコンベンションに係わる人材育成、啓発
- (7) 地方公共団体から委託される観光事業及び施設の管理運営
- (8) この法人の運営に必要な収益事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成するものとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産を分けて、基本財産と普通財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産として指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵便公社若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、国土交通省中部運輸局長（以下「運輸局長」という。）の承認を経て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、運輸局長に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3月以内に運輸局長に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、運輸局長に届け出なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

理 事 28名以上36名以内

監 事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を運輸局長に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を運輸局長に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を統括する。

4 常務理事は、この法人の常務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は運輸局長に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間と

する。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第 20 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 21 条 この法人に顧問 6 名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第 18 条第 1 項及び第 20 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第 4 章 理事会

(構成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第 24 条 この法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第 17 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 25 条 理事会は、第 17 条第 6 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に評議員28名以上36名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条から第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、理事長に助言する。
- 5 評議員会には、第 27 条から第 29 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 専門委員会

(専門委員会)

第 32 条 理事長は、この法人の事業の円滑な推進を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 賛助会員

(賛助会員)

第 33 条 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、この法人の資料及び情報の提供を受けることができる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 34 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、運輸局長の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 35 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、運輸局長の許可を得なければ解散することができない。

(清算人)

第 36 条 この法人の解散に伴う清算人は、理事会において理事の中から選任するものとする。

(残余財産の処分)

第 37 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、運輸局長の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 事業計画及び予算に関する書類
 - (4) 事業報告及び決算に関する書類
 - (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (8) 理事及び監事の履歴書
 - (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第10章 補則

(細則)

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日（平成7年9月28日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第16条第1項及び第2項並びに第30条第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによるものとし、その任期は、第18条第1項（第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず平成9年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立とともに、静岡コンベンションビューローに関する一切の財産、債権、債務、事業、職員はこの法人に承継する。
- 6 この法人の設立時における基本財産は、金274,250,000円とする。

附 則

この寄附行為は、寄附行為の一部変更に係る認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、寄附行為の一部変更に係る認可のあった日（平成 19 年 2 月 6 日）から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。